



■問い合わせ
税務課 ☎57-8504

住民税の特別徴収を実施されていない事業主の皆さんへ

個人住民税は特別徴収で納入を！

～特別徴収のメリット～

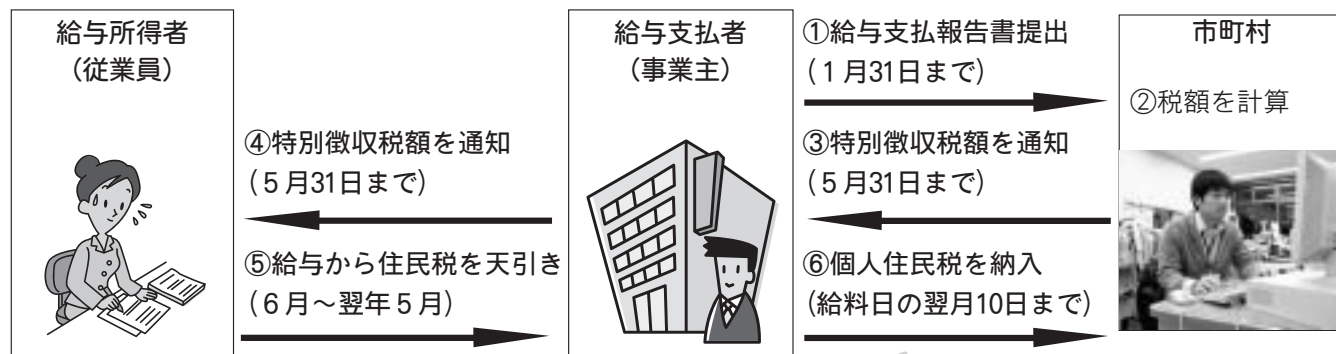
■所得税の源泉徴収は、天引きする税額を事業主が計算しなければなりません。個人住民税は市町村が計算して事業主へ通知し、毎月の給与から天引きして納めるだけで済むため、事業主の事務負担は軽くなります。

■従業員が納付書を持って、自分で金融機関などの窓口へ行って納める（普通徴収）場合の納期は年4回ですが、特別徴収では毎月の給与から12回に分けて納めるため、1回あたりの負担が少なくなります。

給与支払者（事業主）が、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税と県民税）を天引きして、納税義務者である従業員に代わって、各従業員の住所を有する市町村へ納めることを「特別徴収」といい、特別徴収する義務がある事業主を「特別徴収義務者」といいます。

前年中に給与所得があり、かつ、今年4月1日現在、給与を支払うべき従業員などについて、所得税法の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主の皆さんが対象で、地方税法および市町村税条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者となります。住民税の特別徴収による納税の仕組みは、次のとおりです。

住民税特別徴収の流れ



- ①事業主は、各従業員の住所を有する市町村へ給与支払報告書を提出します。
- ②この報告書に基づき、市町村では従業員ごとの個人住民税の税額を計算します。
- ③市町村から、特別徴収していただく税額を事業主へお知らせします。
- ④事業主から、給与から天引きする税額を従業員へお知らせします。
- ⑤事業主は、毎月の給与の支払いの際、住民税を天引きします。
- ⑥事業主は、翌月10日までに金融機関を通じて、天引きした住民税を市町村に納入します。

特別徴収の対象となる事業所には、地方税法の規定により、特別な事情がない限り特別徴収の義務があります。
対象となる事業所で、住民税の特別徴収を実施していない事業所は、22年度課税分より、新たに特別徴収を開始させていただきます。
※特別徴収の対象となる見込みの事業所へは、案内の手紙を送付していますので、ご確認ください。

— 建物を取り壊したら届け出を！ —

固定資産税（家屋）は、基準日の1月1日に建っている家屋を対象に課税しています。

家屋を取り壊された人は、市役所税務課まで届け出てください。建物には車庫や物置なども含まれます。

■届け出・問い合わせ 市役所税務課資産税係 ☎57-8504

平成21年度

固定資産税第3期
国保税第6期の納期限は

12月25日(金)です。

期限内の納付をお願いします。

子育て応援特別手当の支給停止について

平成21年度補正予算に基づき実施する予定であった「子育て応援特別手当（平成21年度版）」は、10月広報でもお知らせしましたが、国において執行停止が決定されたことにより、香南市においても**支給を停止します**。支給対象者の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしますが、国に基づく事業であることから、ご理解いただきますようお願いします。

なお、厚生労働省のホームページにおいても、支給対象者の皆さまへのお詫びが掲載されています。

* 厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/>

■問い合わせ 市教育委員会こども課 ☎57-7522

平成22年度 児童クラブ入会者募集

児童クラブは、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童を対象に、遊びを主とする集団活動を通じ、子どもの健全育成を図っています。入会希望者が定員を超える場合は家庭状況により選考させていただきます。

申込書

■配布期間

【野市町】平成22年1月8日(金)～1月29日(金)

【赤岡町・香我美町・夜須町】

平成22年2月5日(金)～2月26日(金)

■配布場所……教育委員会こども課(大峰の里1階)・市役所市民保険課・各支所

受付

地区	児童クラブ名	定員 対象学年	受付日	時間	場所
野市	野市小児童クラブ	120人 1～3年生	平成22年 1月19日(火) ～ 1月29日(金)	8時30分 ～ 17時30分	教育委員会こども課 ▼各児童クラブでも受付を行います ■野市町各児童クラブ (14時～18時/月～金曜日) ■若杉児童クラブ (14時～18時/月～金曜日) ■コスモス学童クラブ (15時～18時/月～金曜日) ■夜須町は一と児童くらぶ (15時～18時/月～金曜日)
	野市小第2児童クラブ				
	佐古小児童クラブ	40人 1～3年生			
	野市東小児童クラブ	40人 1～3年生			
赤岡	若杉児童クラブ	30人 1～3年生	平成22年 2月17日(水) ～ 2月26日(金)	8時30分 ～ 17時30分	
香我美	コスモス学童クラブ	50人 1～3年生			
夜須	夜須町は一と児童くらぶ	30人 1～6年生			

緊急時あなたを守る110番

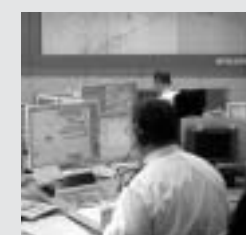


ウーウー 香南警察署 ☎55-0110



1月10日は「110番の日」です。
110番は、事件・事故に遭った、見た、知った皆さんから緊急に警察へ通報する「緊急電話」です。県内のどこからでもダイヤルすると、警察本部の110番受付にかかります。

110番をかける「7つのポイント」



通信司令室。110番する
ところにつながります。

① 何が



「何があったか」
話してください。

② いつ



発生時間は「今から
2分前」など

③ どこで



市町村名、目印にな
る建物など

④ けがは



「けがの状態・救急
車の手配」など

⑤ 犯人は



「何人・人相・性別・
服装・特徴」など

⑥ 何でどちらに 逃げた



逃げた手段(乗り物)・
方向など

⑦ あなたは



「住所・名前・電話番号・
事件事故との関係」な
ど警察官の質問に冷
静にお答えください。



携帯電話から通報される時には…

運転中は必ず車を停止し、歩行中は立ち止まってかけてください。

「いたずら電話」は、重要な緊急電話の障害となるので、やめてください。

正しく、積極的な110番の利用にご協力をお願いします。